

海外事業資金貸付保険運用規程

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054

(定義)

第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下の通りとする。

- 一 「非常事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第1号から第9号まで、又は約款（保証債務）第3条第1号に掲げる事由とする。
- 二 「信用事由」とは、約款（貸付金債権等）第3条第10号若しくは第11号、又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に掲げる事由とする。
- 三 「非常危険」とは、非常事由による約款（貸付金債権等）第3条、又は約款（保証債務）第3条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「非常」と表記する。）
- 四 「信用危険」とは、信用事由による約款（貸付金債権等）第3条、又は約款（保証債務）第3条に定めるてん補危険をいう。（証券においては「信用」と表記する。）
- 五 「貸付契約等」とは、海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する貸付契約等又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。
- 六 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する貸付契約等をいう。
- 七 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている貸付契約等をいう。

(てん補事由)

第2条 約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条に規定するてん補危険については、同条に規定する被保険者の損失が、貸付契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる理由によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。

(保険契約上の金利の扱い)

第3条 貸付契約等に係る保険価額のうち金利の額は、金利変動契約の場合は20%、金利固定契約の場合は当該利率（ただし、20%を限度とする。）を用いて算出した額とする。

(回収不能額)

第4条 約款（貸付金債権等）第4条に規定する回収することができない貸付金等の額又は約款（保証債務）第4条に規定する保証債務の履行として支払った額若しくは回収することができない額のうち金利の額は、貸付契約等の規定により適用された利率（金利変動契約にあっては20%を超えて用いられた期間については20%、金利固定契約にあっては当該契約において規定された利率が20%を超える場合は20%）を用いて算出するものとする。

(引受基準)

第5条 海外事業資金貸付保険の引受対象となる海外事業資金貸付又は保証債務の負担（以下「資金貸付」という。）は、少なくとも以下のすべてに該当するものに限るものとする。

- 一 資金貸付の内容が、我が国の対外取引の健全な発達に資すると認められること。

- 二 資金貸付が、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 新規に行われるものであること。
 - ロ 既存の海外事業資金貸付保険の保険期間満了に伴う新規保険契約の申込みに係るものであること。
 - ハ 海外事業資金貸付保険を付保した資金貸付であり、その形態が海外事業資金貸付金債権等から保証債務又は保証債務から海外事業資金貸付金債権等へ変更したものであること。
 - ニ 海外投資保険を付保した海外投資であったもので、海外投資（債権等）保険約款（平成 5 年 8 月 1 日 5 貿保総第 221 号）第 21 条第 3 項又は海外投資（保証債務）保険約款（平成 5 年 8 月 1 日 5 貿保総第 221 号）第 20 条第 3 項の規定により、海外事業資金貸付保険で引き受けることができる資金貸付であること。
- 三 資金貸付に係る償還国又は地域の政府の許可又は承認を必要とする場合にあっては、資金貸付を行う際に、当該許可又は承認を証する書面を取得していること。
- 四 資金貸付に係る償還国又は地域、保証人の所在する国又は地域及び事業地の国又は地域の経済情勢及び政治情勢について著しい問題がないと認められること。
- 五 保証債務の負担の場合にあっては、保証契約等により保証の付従性及び随伴性が確認できること並びに保証債務を負担する者が保証債務を履行したときは求償権を取得することが保証契約等において明確となっていること。
- 六 約款（貸付金債権等）第 2 条第 2 号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあっては、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合に限る。
- 七 約款（貸付金債権等）第 2 条第 2 号イ若しくはロに該当する海外事業資金貸付金債権等又は約款（保証債務）第 2 条第 3 号に該当する保証債務を外国法人若しくは外国人が取得又は負担する場合は、我が国の対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業に限るものとする。

(資金貸付の期間)

第 6 条 資金貸付のうち、約款（貸付金債権等）第 2 条第 2 号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあっては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第 1 回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間が 1 年未満であるものに限り、海外事業資金貸付保険の保険契約を締結するものとする。

(表示通貨と異なる通貨による償還条件付契約)

第 7 条 貸付金等又は保証債務の対象となる借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（以下単に「貸付金等」という。）の償還が表示通貨（建値）と異なる通貨により行われる旨の規定を有するもの（表示通貨と異なる通貨への換算の方法が明確に定められているものに限る。）について、保険契約を締結する場合の扱いは、次の各号による。

- 一 保険契約の申込時に、償還期限における表示通貨と異なる通貨による償還金額が確定している貸付契約等は、償還通貨建ての契約として取り扱うものとする。
- 二 保険契約の申込時に、償還金額が確定していない貸付契約等は、表示通貨建ての契約として取り扱い、以下の特約を付するものとする。

「保険契約者又は被保険者は、償還通貨で表示された償還金額が確定した場合は、変更承認申請を行わなければならない。」

なお、当該申請が承認された場合の保険価額の増加額又は減少額に係わる保険責任は、当該変更の対象となった保険価額に係わる保険責任開始日と同一とする。

(実質的支配法人)

- 第8条** 貿易保険法の一部を改正する法律（平成11年法律第202号）による改正前の法第2条第17項の「当該本邦法人又は本邦人が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているもの」とは、原則として以下のいずれかに該当する外国法人とする。
- 一 資金貸付を行う本邦法人（以下本条において「本邦法人」という。）又は資金貸付を行う本邦人（以下本条において「本邦人」という。）が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有していること。
 - 二 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めていること。
 - 三 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当していること。
 - イ 当該外国法人の筆頭株主であること。
 - ロ 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認める場合

（外貨建対応特約の対象要件）

- 第9条** 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064）の対象となる外貨は、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する当該本邦法人又は本邦人以外の本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合にあっては、外貨建対応方式の対象となる外貨は、当該債券を発行する国の通貨とする（ただし、保険料率等規程別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）。

（確定通知による内容変更のみなし承認）

- 第10条** 資金貸付の実行予定時期の変更又は貸付金等の減額若しくは5%未満の増額を行う場合は、原則として、海外事業資金貸付保険手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044。以下「手続細則」という。）第4条に規定する内容変更等の通知は要せず、手続細則第6条に規定する通知書（以下「確定通知書」という。）の提出をもっててん補の対象となるものとする。

（保険料算定における期間計算の取扱い）

- 第11条** 保険契約締結日が第1回の資金貸付を行った日（以下この条において「貸付実行日」という。）の翌日以降となる場合の保険料率等規程Ⅱ [10] 1 (3)の規定の適用に当たっては、次の各号のとおりとする。
- 一 保険契約締結日が最後の貸付実行日の前日以前の場合は、保険契約締結日の翌日以降の貸付実行回数に1を加えた回数を「n」とし、保険契約締結日を「第1回貸出日」とし、保険契約締結日までの貸付実行額の累計額を「第1回目の貸出元本」としてWADを算出する。
 - 二 保険契約締結日が最後の貸付実行日以降となる場合は、「貸出期間」を0とし、保険契約締結日を「起算点」としてWARを算出する。
- 2 最後の貸付実行日が第1回の償還期限以降となる場合の保険料率等規程Ⅱ [10] 1 (3)

の規定の適用に当たっては、第 1 回の償還期限の前日を「起算点」として WAD 及び WAR を算出する。なお、WAD の算出に当たっては、第 1 回の償還期限の前日以前の貸付実行回数回数を「n」とする。

(保険料の納付方法)

第12条 保険契約者は、海外事業資金貸付保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）第19条第1項に規定する重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあっては、次の各号に掲げる時に一括して納付するものとする。

- 一 日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第6項又は約款（保証債務）第19条第6項の承認をした場合にあっては、被保険者が同条第1項の通知を行った時
- 二 前号に掲げる場合以外にあっては、日本貿易保険が約款（貸付金債権等）第20条第2項又は約款（保証債務）第19条第2項ただし書の規定による承認をした時
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約締結時に納付すべき保険料であって、保険契約者が分割納付を希望し日本貿易保険がこれを認める場合（約款（貸付金債権等）第2条第2号ハに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得の場合を除く。）は、当該保険料の額の100分の50を保険契約の締結時に、100分の50を保険契約者が指定した日（以下の各号のいずれにも該当する日に限る。）に納付する方法により行うことができる。
 - 一 保険契約締結日から5年以内の日
 - 二 海外事業資金貸付金債権等の取得にあっては貸付金等の累計額が予定総額の100分の50以上となる予定の日の前日以前の日、保証債務の負担にあっては保証金額の累計額が保証予定金額の100分の50以上となる予定の日の前日以前の日
- 3 海外事業資金貸付金債権等の取得に係る案件について、保険契約者が前項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。

「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。

2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。

3. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」

- 4 保証債務の負担に係る案件について、保険契約者が第2項で定める方法により保険料を分割納付する旨申し出かつ日本貿易保険が認めたときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。

- 「1. この保険契約の申込書に記載された保険料の第2回支払日（以下「第2回支払日」という。）が到来する前に海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款」という。）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、別途、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。
2. 第2回支払日が到来する前に約款第12条に規定する書面を提出することとなった場合であって日本貿易保険が請求したときは、保険契約者は、当該第2回支払日にかかわらず、当該請求において日本貿易保険が指定する日までに当該第2回支払日に係る保険料の全額を納付しなければならない。
3. 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第2回支払日にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第2回支払日に係る保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。」

（償還期限確定時における保険料の精算）

第13条 保険契約者は、確定通知書の提出時に当該通知により確定した償還金額及び償還期限に基づき前条に規定する保険料の精算を行う。

（保険料の返還）

第14条 概算により納付された保険料の額が確定した保険料の額を超える場合には、その差額を返還する。

- 2 日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合には、過納された額を返還する。
- 3 償還期限前に償還が行われたことは、約款（貸付金債権等）第23条第3項又は約款（保証債務）第22条第3項の合理的理由による保険期間の短縮に該当する。

（償還期限確定前のおてん補事由発生における損失額）

第15条 償還金額及び償還期限が確定する前に約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における損失の発生については、保険契約の締結時に予定した償還金額及び償還期限に基づき確定する。ただし、約款（貸付金債権等）第27条第2項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。

（保険契約の内容の変更）

第16条 保険契約者は、資金貸付の内容の変更（重大な内容変更等を除く。）がある場合には、保険契約の内容の変更を請求できる。

（損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知った日）

第17条 約款（貸付金債権等）第14条又は約款（保証債務）第13条の当該事情の発生を知った日とは、被保険者が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を確認した日とする。

（事故発生日及び事故確定日）

第18条 約款（貸付金債権等）第3条のおてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。

- 一 約款（貸付金債権等）第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日及び事故確定日とする。
- 二 約款（貸付金債権等）第3条第11号に該当する事由による場合は、貸付契約等で定

める償還期限を事故発生日とし、当該償還期限から3月を経過した日を事故確定日とする。

2 約款（保証債務）第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。

一 約款（保証債務）第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する事由による場合は、保証債務を履行した日を事故発生日及び事故確定日とする。

二 約款（保証債務）第3条第3号に該当する事由による場合は、保証債務を履行したことにより求償権を取得した日を事故発生日とし、当該求償権の取得日から3月を経過した日を事故確定日とする。

3 約款（貸付金債権等）第3条又は約款（保証債務）第3条のてん補危険について、前項に規定する事故発生日が保険期間内にあればてん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。

（その他の通知義務）

第19条 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合で信用危険をてん補しない保険契約にあつては、次の特約を付すものとする。

「海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）第21条第2項の規定は適用しない。」

2 保証債務の負担の場合で信用危険をてん補しない保険契約にあつては、次の特約を付すものとする。

「海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012）第20条第2項の規定は適用しない。」

（担保権の設定）

第20条 約款（貸付金債権等）第36条第1項、約款（保証債務）第34条第1項又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）別添1第1章第11条若しくは第2章第11条における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約（担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。）が締結される場合にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとする。

2 保険料率等規程Ⅱ〔10〕3(4)ただし書きにおける「当該貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者による貸付等がプロジェクトに係る貸付等全体において一定以上の割合を占める場合」とは、当該貿易代金貸付保険又は海外事業資金貸付保険に係る貸付等の額（以下「保険付保部分」という。）が、プロジェクトに係る貸付等において以下のすべてを満たす場合をいうものとする。

一 市中銀行等による貸付等の額に対する保険付保部分の割合が50%以上であること

二 すべての貸付等の合計額に対する保険付保部分の割合が10%以上であること

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。